

○福岡県田川地区消防組合手数料条例

〔平成 12 年 2 月 24 日〕
〔 条 例 第 3 号 〕

改正 平成 17 年 12 月 26 日条例第 5 号 平成 21 年 3 月 26 日条例第 5 号
平成 22 年 11 月 29 日条例第 7 号 平成 24 年 3 月 30 日条例第 1 号
平成 26 年 3 月 27 日条例第 2 号 平成 30 年 3 月 27 日条例第 1 号
令和 元年 7 月 29 日条例第 4 号

福岡県田川地区消防組合手数料条例（昭和 45 年条例第 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づく特定の者のために
する事務について徴収する手数料については、この条例の定めるところによる。

（証明手数料の種類及び額）

第 2 条 証明手数料を徴収する事務の種類及び額は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------------|--------|-------|
| (1) 火災、風水害等の被災証明 | 1 件につき | 200 円 |
| (2) 救急搬送証明 | 1 件につき | 200 円 |
| (3) 防火管理者資格証交付 | 1 件につき | 200 円 |
| (4) その他の各種証明 | 1 件につき | 200 円 |

（申請手数料の種類及び額）

第 3 条 申請手数料を徴収する事務の種類は、次の各号のとおりとし、額はその区分に応
じて別表に定めるところとする。

- (1) 指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請
- (2) 製造所等の設置の許可の申請
- (3) 製造所等の変更の許可の申請
- (4) 製造所等の設置又は変更の許可に係る完成検査の申請
- (5) 製造所等の変更工事に際し、当該変更の工事に係る部分以外の部分を仮に使用する
場合の承認の申請
- (6) 製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査の申請
- (7) 製造所等の変更の許可に係る完成検査前検査の申請
- (8) 屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査の申請

2 指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は
水圧検査手数料の種類及び額は、次のとおりとする。

- | | | |
|--|--------|----------|
| (1) 容量が 10,000 リットル以下のタンクの水張検査 | 1 基につき | 6,000 円 |
| (2) 容量が 10,000 リットルを超え 1,000,000 リットル以下のタンクの水張検査 | 1 基につき | 11,000 円 |
| (3) 容量が 600 リットル以下のタンクの水圧検査 | 1 基につき | 6,000 円 |
| (4) 容量が 600 リットルを超え 10,000 リットル以下のタンクの水圧検査 | | |

1 基につき 11,000 円

(手数料の徴収)

第4条 手数料は、当該手数料に係る申請の際又は書類の交付の際に、現金をもってこれを徴収する。

(郵便による送付)

第5条 郵便により書類の送付を請求する者から、第2条に規定する手数料のほかに郵便料を徴収する。

(手数料の還付)

第6条 手数料を納付したのち請求事項の変更又は取消しを行つても既に納入した手数料は、還付しない。

(手数料の免除)

第7条 次の各号の一に該当するときは、第2条に規定する手数料を徴収しない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関が請求したとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者が請求したとき。
- (3) その他管理者が特に必要と認めるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第2号）

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第4号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対 象 事 務		区 分		手 数 料 の 額		
(1)	消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定による仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務			1 件につき 5,400 円		
(2)	消防法第 11 条第 1 項前段の規定による設置の許可に関する事務	製 造 所	指定数量の倍数が 10 以下のもの	1 件につき 39,000 円		
			指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下のもの	1 件につき 52,000 円		
			指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下のもの	1 件につき 66,000 円		
			指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下のもの	1 件につき 77,000 円		
			指定数量の倍数が 200 を超えるもの	1 件につき 92,000 円		
		貯 蔵 所	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が 10 以下のもの	1 件につき 20,000 円	
				指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下のもの	1 件につき 26,000 円	
				指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下のもの	1 件につき 39,000 円	
				指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下のもの	1 件につき 52,000 円	
				指定数量の倍数が 200 を超えるもの	1 件につき 66,000 円	
			屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	指定数量の倍数が 100 以下のもの	1 件につき 20,000 円	
				指定数量の倍数が 100 を超え 1 万以下のもの	1 件につき 26,000 円	
				指定数量の倍数が 1 万を超えるもの	1 件につき 39,000 円	
			準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンクを除く。)		1 件につき 570,000 円	
			特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第 55 号。以下この号において「規則」という。)第 20	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 880,000 円	
				危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満のもの	1 件につき 1,070,000 円	
危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満のもの	1 件につき 1,200,000 円					
危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満のもの	1 件につき 1,520,000 円					

<p>条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この号において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハで定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この号において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が 10万キロリットル以上 20万キロリットル未満のもの</p>	<p>1件につき 1,780,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が 20万キロリットル以上 30万キロリットル未満のもの</p>	<p>1件につき 4,070,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が 30万キロリットル以上 40万キロリットル未満のもの</p>	<p>1件につき 5,340,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル以上のもの</p>	<p>1件につき 6,490,000円</p>
<p>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満のもの</p>	<p>1件につき 1,180,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 1万キロリットル未満のもの</p>	<p>1件につき 1,410,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が 1万キロリットル以上 5万キロリットル未満のもの</p>	<p>1件につき 1,590,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が 5万キロリットル以上 10万キロリットル未満のもの</p>	<p>1件につき 1,950,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が 10万キロリットル以上 20万キロリットル未満のもの</p>	<p>1件につき 2,270,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が 20万キロリットル以上 30万キロリットル未満のもの</p>	<p>1件につき 4,550,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が 30万キロリットル以上 40万キロリットル未満のもの</p>	<p>1件につき 5,820,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル以上のもの</p>	<p>1件につき 7,070,000円</p>
<p>岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル未満のもの</p>	<p>1件につき 5,930,000円</p>

	危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル以上 50万キロリットル未満のもの	1件につき 7,470,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 50万キロリットル以上のもの	1件につき 10,900,000円	
	屋内タンク貯蔵所	1件につき 26,000円	
地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	1件につき 26,000円	
	指定数量の倍数が100を超えるもの	1件につき 39,000円	
	簡易タンク貯蔵所	1件につき 13,000円	
	移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所及び航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所を除く。)	1件につき 26,000円	
	積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所	1件につき 39,000円	
	屋外貯蔵所	1件につき 13,000円	
取扱所	給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)	1件につき 52,000円	
	屋内給油取扱所	1件につき 66,000円	
	第1種販売取扱所	1件につき 26,000円	
	第2種販売取扱所	1件につき 33,000円	
	移送取扱所	危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	1件につき 21,000円
		危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	1件につき 87,000円
		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	87,000円に危険物を移送するための配管延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
	一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件につき 39,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件につき 52,000円

			指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下のもの	1 件につき 66,000 円
			指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下のもの	1 件につき 77,000 円
			指定数量の倍数が 200 を超えるもの	1 件につき 92,000 円
(3)	消防法第 11 条第 1 項後段の規定による変更の許可に関する事務			(2) の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第 5 号第 2 条各号に定める場合には、(2)屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額
(4)	完成検査に関する事務	設置の完成検査		(2) の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、(2)の区分。以下この条において同じ。)に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
		変更の完成検査		(2) の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の1の額
(5)	消防法第 11 条第 5 項ただし書の規定による仮使用の承認に関する事務			1 件につき 5,400 円
(6)	消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査に関する事務	水 張 検 査	容量 10,000 リットル以下のタンク	1 件につき 6,000 円
			容量 10,000 リットルを超え 1,000,000 リットル以下のタンク	1 件につき 11,000 円
			容量 1,000,000 リットルを超え 2,000,000 リットル以下のタンク	1 件につき 15,000 円

	容量 2,000,000 リットルを超えるタンク	1 件につき 15,000 円に 1,000,000 リットル 又は 1,000,000 リッ トルに満たない端 数を増すごとに 4,400 円を加えた額
水 圧 検 査	容量 600 リットル以下のタンク	1 件につき 6,000 円
	容量 600 リットルを超え 10,000 リットル以下のタンク	1 件につき 11,000 円
	容量 10,000 リットルを超え 20,000 リットル以下のタンク	1 件につき 15,000 円
	容量 20,000 リットルを超えるタンク	1 件につき 15,000 円に 10,000 リットル又 は 10,000 リットル に満たない端数を 増すごとに 4,400 円 を加えた額
基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所	1 件につき 420,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 560,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 730,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 960,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 1,090,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 1,660,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 1,900,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 2,120,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所	1 件につき 530,000 円
溶 接 部 検 査	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所	1 件につき 530,000 円

		危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 680,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 1,030,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 1,410,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 1,780,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 3,430,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 4,190,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 4,800,000 円
	岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タン ク貯蔵所	1 件につき 9,320,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき 12,600,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タン ク貯蔵所	1 件につき 17,300,000 円
(7)	消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定による 製造所、貯蔵所又は 取扱所の位置、 構造又は設備の 変更の許可に係る 完成検査前検査に 関する事務	水張検査	(6) の区分に従い、そ れぞれ当該手数料の 額と同一の額
		水圧検査	(6) の区分に従い、そ れぞれ当該手数料の 額と同一の額
		基礎・地盤検査	(6) の区分に従い、そ れぞれ当該手数料の 額の 2 分の 1 の額
		溶接部検査	(6) の区分に従い、そ れぞれ当該手数料の 額の 2 分の 1 の額
		岩盤タンク検査	(6) の区分に従い、そ れぞれ当該手数料の 額の 2 分の 1 の額

(8)	消防法第 14 条の 3 第1項又は第2項の規定による保安検査に関する事務	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 320,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満のもの	1 件につき 460,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満のもの	1 件につき 750,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満のもの	1 件につき 1,020,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満のもの	1 件につき 1,300,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満のもの	1 件につき 3,150,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満のもの	1 件につき 3,870,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上のもの	1 件につき 4,460,000 円
		岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 40 万キロリットル未満のもの	1 件につき 2,690,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満のもの	1 件につき 3,230,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上のもの	1 件につき 4,830,000 円
		移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所	1 件につき 70,000 円
			危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所	70,000 円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額